

大竹市施設型給付等管理システム導入及び運用支援業務公募型プロポーザルに係る質問書に対する回答書（9/2現在）

【提案説明書】

番号	見出し	質問内容	回答
1	実施説明書 4 (4)	提出様式の「③法人税、消費税及び地方消費税並びに大竹市税の滞納がないことの証明書」は原本提出が必要でしょうか。	「③法人税、消費税及び地方消費税並びに大竹市税の滞納がないことの証明書」は、原本ではなく、データ化したもので構いません。
2	実施説明書 9	9その他の留意事項に、（３）「提出された提案書等は、提案者に無断で、提案の審査以外の目的に使用しない。」（７）「提出された提案書等について、大竹市情報公開条例（平成 11 年大竹市条例第 21 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。」との記載がございますが、企画提案書には営業秘密や競争上不利益となり得る情報が含まれる場合がございます。情報公開請求等があった際には、公開範囲について事前に各事業者へご相談いただける認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【仕様書】

番号	見出し	質問内容	回答
1	仕様書 3	構築期間と運用保守期の間に2日空白期間がございます。	問題ありません。
2	仕様書 14個人情報の保護、守秘義務等 (3)守秘義務	「受託者又は本業務に従事している者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。」との記載がございますが、弊社内の体制として、主たるシステム開発保守業務等は弊社で対応しておりますが、システムの保守テストやバックオフィスの一部業務を再委託しております。（いずれも個人情報扱業務は再委託しておりません）再委託先情報の開示により、ご承諾いただくことは可能でしょうか。	当該項目は、業務で知り得た個人情報や機密情報を、正当な理由なく外部に漏らしたり、目的外の用途に利用したりすることを禁じるものです。委託契約や利用契約に基づく個人情報等の業者間のやりとりは、この禁じている事項に該当しないと考えます。 したがって再委託先の情報開示は不要です。
3	情報セキュリティに関する特記事項 情報セキュリティ 遵守事項 第3	弊社では、ノートPCに二要素認証方式を導入していないのですが、アクティブディレクトリサーバーと連動しており、ログイン時にパスワードを5回ミスした時点でパソコンがロックされる仕様となっております。 また、ローカルディスクに個人情報・機密情報を残さない運用ルールとなっております。そういったデータを検知するソフトを導入しPC起動時に自動チェック機能がございます。 上記対応でも問題ございませんでしょうか。	本業務では個人情報や機密情報をノートPCで持ち出すことを想定していないため、当該項目は対象外と考えます。 しかし、個人情報や機密情報を持ち出すことがあれば当該項目を遵守していただきます。その場合、左記の対応でも問題ありません。
4	情報セキュリティに関する特記事項 情報セキュリティ 遵守事項 第5	「発着履歴及び送受信メールを都度削除すること」については、サービス向上および過去の対応内容を定例会などで共有することもあるため、業務上支障をきたす可能性があるため対応できかねる状況となっております。外部に漏洩することのないよう厳重な注意のうえ管理を行うことを前提として、ご了承いただけますでしょうか。	個人情報や機密情報を端末に残すことがある場合に遵守していただきたい事項ですが、本業務において個人情報等を電子メールで送受信することや端末に残すことを想定していないため、当該項目は対象外と考えます。 なお、ご質問のとおり、本業務におけるやりとりのログを残すことは本市としても必要と考えます。
5	情報セキュリティに関する特記事項 情報セキュリティ 遵守事項 第6	弊社では、PPAP廃止に伴い、添付ファイルを暗号化又はパスワード付き圧縮形式にしてお送りする対応は行わない下記運用で対応しておりますが、ご了承いただけますでしょうか。 【添付ファイル付きのメールを送付する場合】 1.メール送信と同時に弊社で契約しているストレージサービスに自動的にファイル格納され、自動発行されるダウンロード専用URLに変換されて受信者側にメールが届く。 2.受信者側が同URLをクリックすると、認証コードが別メールで送信され、ファイルダウンロードが可能になる。	本業務において個人情報や機密情報を電子メールで送受信することを想定していないため、当該項目は対象外と考えます。 しかし、個人情報や機密情報を電子メールで送信することがあれば当該項目を遵守していただきます。その場合、左記の対応でも問題ありません。
6	電子データの保存等に関する申出書	クラウドサービスであるため、再委託先とは案件ごとに個別の契約を行っているのではなく、共通部分の業務を委託している関係で、各自治体様向けに個別の届出を行うことができないのですが問題ないでしょうか。	「再委託等」が委託契約ではなく利用契約のみの場合や左記のような個別の届出を行うことができない場合は、本届出書の提出は必要ありません。なお、上記の理由で本届出書を提出しない場合は、本申出書の「4再委託等の有無」の「有」にチェックを入れ、その下に利用しているサービスの業者名を記載してください。
7	情報セキュリティに関する特記事項・個人情報取扱特記事項・電子データの保存等に関する申出書・電子データの保存等に関する届出書	「情報セキュリティに関する特記事項」「個人情報取扱特記事項」「電子データの保存等に関する申出書」「電子データの保存等に関する届出書」について、契約締結時に改めて内容の認識合わせ等、別途協議させていただくことは可能でしょうか。	「情報セキュリティに関する特記事項」、「個人情報取扱特記事項」、「電子データの保存等に関する申出書」、「電子データの保存等に関する届出書」について、別途協議することは可能です。 なお、上記の特記事項は、個人情報を取り扱うための本市の諸規定であり、本市全体の委託業務に関することを定めているため、対象外となる項目も含まれています。本業務において、該当する項目は遵守していただきますが、対象外となる項目について、考慮していただく必要はありません。

【提案説明書】

番号	見出し	質問内容	回答
1	各種様式	様式に押印欄がございませんが、全ての書類で押印不要ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	様式7	「統括業務責任者及び担当者について令和4年4月1日（金）から令和7年3月31日（月）までの間の業務実績が分かるものを添付すること。」と記載がございますが、契約内容の概要を表形式でまとめた資料提出でよろしいでしょうか。	添付書類の様式について、特に決まりはありませんので、左記の資料の提出で構いません。